

令和5年度香川県男女共同参画審議会 議事概要

1 日時

令和5年12月6日（水）10：30～12：00

2 場所

香川用水記念会館1階 多目的室

3 議事

- (1) 男女共同参画の推進状況について
- (2) その他

4 委員の出席状況

〔出席委員12名〕相川委員、安藤幸代委員、安藤照文委員、伊賀瀬委員、澤渡委員、柴田委員、曾我部委員、高塚委員、徳倉委員、中橋委員、中村委員、藤本委員

〔欠席委員 3名〕越智委員、十河委員、宮谷委員

5 議事内容

【事務局】

（会議の公開（傍聴人なし）、政策部長挨拶、委員紹介、会議の成立、配布資料確認後、会の運営を会長に一任）

【会長】

（会長挨拶）

議題1（男女共同参画の推進状況について）

【事務局】

（令和4年度の推進状況について説明）

【会長】

議題1について、委員の皆様の御意見・御質問を頂戴したい。

【委員】

私は内閣府の男女共同参画の委員をしており、1年間を通して全省庁の男女共同参画に関わる監査をしている。その観点から、いくつか気づいたことを話させていただきたい。

進捗状況がAである、数値目標「5 新しい働き方の推進等による仕事と生活の調和の実現」の「県職員の男性の育児休業取得率」について、非常に進捗も進み、前知事時代から要請、協力されて比率が一気に進んでいる。

だが、今、政府の省庁は平均で男性の育休の取得率は80%を超えている。

これから何が起こるかという話だが、47都道府県の職員や各基礎自治体等に対して、数値を上げるよう、国から要請がある。産業界を含めて男性の育休を進めていくという号令のもとに、まず中央省庁からやっ払いこうということで去年、一気に育休取得率を上げた。

後々、また発表されるが、法改正もあって1,000名以上の企業は、育休取得率40%を超えており、期間は2カ月近く取れている。公務員は取得率100%を目指しながら、取得期間は2カ月程度を取得していただきたいとなる。この2カ月の目安となっているのは、妻の産休中に育休を取るということだ。

ここの数値目標はA評価となっているが、産休パパ制度という仕組みで動き始めているので、国の数値の動きを注視していただきたい。

先週、農林水産省と経済産業省の監査に行ってきた。その中で、農業従事者の女性の割合というテーマの他に、地域防災というところが非常に話題になっていた。

香川県の場合は、非常に女性団体の力が強く、様々な連携がとれていると思う。もちろんそれでいいが、国のデータを見ると、香川県17市町のうち12市町が各市町部局に女性職員0名である。市町担当部局に女性職員が0であるということは、香川県だけではなく、全国的に非常に問題になっている。

万が一の場合、特に正規の女性職員がいないことによって、命令系統等でうまく指示が出せない、責任が取れないから判断ができないといったことが起こる。

それぞれの市町の事情ももちろんあると思うが、県の方でも各市町の各部局について調べていただきたい。小さなところで2人しかいないところは仕方ないと思うが、7、8人について0名の市町が結構多い。数値を一度洗い出していただくと、より強い防災体制がとれるのではないかと思う。

【人事・行革課】

今般、政府が男性職員の育児休業の取得率を引き上げたということで、香川県でも目標値を改正し、1週間以上の育休取得率を85%に上げた。

それとは別に、香川県オリジナルで、もう少し期間が長い1カ月以上の取得率の方も50%の目標値を掲げている。しっかり育児に男性が携わり、復帰した後もそのまま継続できるよう、より長い期間での育休取得を促進してまいりたい。

また、さらにもう一段、政府の目標を引き上げられると聞いているので、今後もしっかりついていけるように注視してまいりたい。

【危機管理課】

委員の御指摘があったとおり、香川県では民間団体の女性の活躍というのも比較的活発である。

例えば、香川県婦人団体連絡協議会での女性の防災活動を行う防災士は100名以上おり、行く先々で活躍されている。あわせて、防災に取り組む自主防災組織を県全体で取りまとめる「かがわ自主ぼう連絡協議会」という団体があるが、この団体においても、今年6月から女性部会を設けて、役員も含めた形での運営を図っているとのことである。

県においても、避難所のマニュアルの中に女性視点を入れた運営を進めていくなどの取組みを避難所や防災活動に積極的に連携しているところである。

市町の女性職員の登用については、すぐに対応ができるということは申し上げにくいですが、危機管理部局の中で県と市町の担当部局長が意見交換する会合があるので、その会合の中でも、情報共有、問題提起をしながら洗い出し等も含めて検討していきたい。

【委員】

数値目標「5新しい働き方の推進等による仕事と生活の調和の実現」の「利用者支援事業実施か所数」及び「地域子育て支援拠点事業実施か所数」がD評価になっているが、全国的に見ると、香川県子育て支援拠点の数が人口割合にして、全国で6番目に多い。

もちろん、たくさんあることはいいことだが、先ほどの県からの説明が、行政支援事業も補助の問題で、もう少しアピールしていくというような説明であったかと思うが、補助の関係ではなくて、その必要性をどれだけ市町が感じているかということだと思う。ある程度香川県は進んできていると思うので、D評価と言われると納得しがたい。

一方で、A評価であるが、「保育所等利用待機児童数」について、A評価で本当にいいのかと疑問がある。4月時点の割合で出しているが、もうすでに5月、6月になったら望む保育所に入れない、仕事に復帰しないといけないのに入れないというような声を聞く。あるいは、放課後児童クラブの待機についても同じである。

小学校1年生の時点でも入れないお子さんがいたり、もう3年生になるけど入れないお子さんがいたりする。制度的には6年生までは入れるが、3、4年生で入れないので、仕事を辞めざるをえないという相談を最近も受けた。

それを考えると、ここの指標が、利用者支援子育て支援拠点を指標にするのがいいのか、待機児童あるいは放課後の児童の4月時点なのか、例えば10月時点の数字で見るのかということも大事になってくると思う。

私も本会議に初めて出席するので、指標はこの項目であることは決まっていると思うが、利用者支援事業箇所数や子育て支援拠点実施箇所数を入れるぐらいであれば、ファミリーサポートセンターの設置事業所数がいい。香川県内17自治体中10しかない。ファミリーサポートセンターは働く親のため、送迎を含めた、結構ニッチなところを担っており、柔軟に対応もしている。そのことにより、様々な働き方のサポートをしているのが現状である。

その目標にするコンテンツと実際が合っていないと感じる。

次に、資料3の「かがわの男女共同参画（令和4年度年次報告書）」でご説明をいただい

たトピックスのところである。

10 ページのかがわ男女共同参画相談プラザについて、現状では月曜日から金曜日までの8時半か5時まで電話や面接の相談になっていると思う。それが実際に相談しやすい体制なのか。利用者目線に立つと、やはりこそこそと相談したいと思う。平日の8時半から5時は仕事している方が多いと思うので、すべての相談をキャッチアップできるような体制ではないということを含みおいての現状だということの理解をしないと、読み誤ると思う。

また、1,123件という件について、同一人物の相談がかなり重複していると思う。広く悩まれた方が相談できる体制がとれているかどうかという疑問である。1,000件以上相談があるからよしということでもない。

次に、36ページのオリーブかがわの相談についてであるが、香川県のお手洗い等に貼られているオリーブかがわのステッカーが他府県と比べると、サイズが名刺大で非常に小さく目立ちにくい。

隣の徳島県や高知県は、倍以上のはがき大のサイズのようなものである。例えば夫婦であっても、望まない性交渉はDVであるなど、具体例がいくつか書かれている。性暴力であることを気付けるようになっている。あるいはDVとひとくくりにして、DV相談としての窓口を一元化、表示の仕方を改めてご検討いただきたい。

男女ともによく見るのはお手洗いだと思うが、そういったところでの分かりやすい掲示の仕方について、香川県はDVと性被害が別々にあるとのことなので、一元化して進めていただきたい。要望である。

【子ども政策課】

待機児童についてはA評価となっており、令和5年4月1日時点では12人となり、前年と比べて7人減少と、かなり減ってきている。だが、年度途中については、令和4年10月1日時点で173人、前年度に比べて微増となっている。令和5年10月1日時点では163人となり、令和4年度に比べて減少しているが、年度途中にはまだ100人を超えて発生しているので、まだまだ対策が必要だと思う。

年度当初だけではなく、年度途中の入所希望者にも対応できるように、引き続き保育士人材の確保策をはじめとした待機児童対策に取り組んでまいりたい。

また、放課後児童クラブの待機児童についても、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の人材確保や、処遇改善を国に要望したり、従事する放課後児童支援員の研修を実施したりして、支援員の増加に努めている。こちらの待機児童対策についても引き続き取り組んでまいりたい。

ファミリーサポートセンターについては、すべての市町で、実施されている状況ではないので、目標に入れていくところについては、計画を策定している男女参画・県民活動課と相談しながら、今後、計画を改正する際には検討していきたい。ファミリーサポートセンター事業についても、研修を含め、取り組んでまいりたい。

【男女参画・県民活動課】

資料3の10ページのかがわ男女共同参画相談プラザの相談状況の件で、場所や体制について御指摘があったが、私自身、1年間分の実際の相談内容を確認してみたところ、本当の意味で緊急性があるとか、しっかり対応しないといけない方は少ない。おっしゃるとおり、頻回利用者も非常に多い。

県の他の部局である、子ども女性相談センターやオリーブかがわの方がややセンシティブな緊急性の高い相談がある。どちらかというプラザの相談というのは、男女関係全般、家庭内での悩みなど広く聴いている。

どうすれば、しっかりした相談体制ができ、需要があるのであればどう拾っていくかということは、ずっと頭を痛めているところである。プラザの周知を含めて、他の相談窓口との関係性を整理しているところなので、御意見はしっかり受けとめて対応を検討していきたい。

次に、トイレにDV相談窓口のステッカーを掲示している件について、性暴力被害者支援センターオリーブかがわの方は、県庁の男性用トイレにも貼っている。

だが、少し小さいので、御指摘をいただいたとおり、貼っているだけではなくて、伝わりやすい掲示も含めて検討させていただきたい。

DVの方のステッカーの掲示については、子ども家庭課と相談し、共同での掲示等についても検討していく。

【委員】

資料2の県の審議会等に占める女性委員の割合について、0名の審議会がなくなったということで、相当な苦労や根回しがあったと思う。だが、別紙の網掛け部分、特に地域防災会議や地域医療について女性委員比率が少ないことが気になる。

地域に関することであるし、県の1年計画のようなものをその会議で決定するにも関わらず、女性の視点が少ないということが非常に気になる。

名簿を拝見する限り、充て職が多いので、増加の可能性はほとんどないと思うし、偶発的に増加することはあってもそれは偶発的であるので、もう少し積極的に対策してほしい。

続けて、資料1のA評価の内容について本当にこれでその目標に達することができるのか気になる。

例えば、数値目標2「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」の「人権・同和教育教職員ハンドブックを活用して校内研修を行った学校の割合」がA評価になっているが、果たしてこのハンドブックを利用したからといって、多様な選択ができるようになっているか。この点を検証されているのか気になる。

男性育休の件でも同様に、A評価となっているが、取得期間が短いという指摘もあると思

うし、本当にA評価によって目的が達成されたのか、そこの検討もしていただきたい。

そして、資料1の数値目標13「困難を抱えたあらゆる女性等への支援と多様性を尊重する環境の整備」について、最近色々な問題が増えてきている。

特にヤングケアラーの問題は昔からあったと思うが、ここ最近は相談件数が増加していると感じる。

また、現在報道されているホストの被害の問題についても、香川県でも同様の被害が起こる可能性は高い。新しい取組みについて、県がどうフォローしていくのか気になる。

最後に、永遠のテーマにはなると思うが、男女共同参画や女性活用の重要性は十分理解したうえで発言と理解していただきたいのだが、性の多様性、つまり男女の枠で捉えることができない方々をこの男女共同参画や女性活躍の問題にどう取組んでいくのかということが気になっている。

例えば、県はパートナーシップ制度等を採用しているが、これを今後、テーマとして取組んでいく場合、人権というような形に寄せてしまうのか、この男女共同参画やジェンダー平等の中で取組んでいくのか、様々な考え方があると思う。

特に気になっているのが県の条例である。少しずつ他の市町や他県でこの辺りを検討しているところがあると思うので、香川県において、どういうふうに検討していくのか教えてほしい。

【男女参画・県民活動課】

審議会等における女性委員の割合について、2つの審議会の比率が低いというご意見をいただいたが、実は前回より上がっている。

例えば国の地方機関の長というような充て職が多いのだが、要綱をよく確認すると、長または長の指名する者となっている。国の方も積極的に言っている。

今回のルール改正で3カ月以上前までに当課に状況を提出することにし、その中で当課より、必ずしも長でなくていい旨の助言を行っている。

相手方にその可能性についてあたるか、あるいは他の委員についても女性委員の登用の余地がないか再度検討し、検証をお願いしている。実は、この2つの審議会のうち1つの審議会について、担当課が相当頑張って、比率を上げた。

ルールの厳格化の中で、これが40%いくかということ、現実的に難しいが、できるだけ女性委員の登用の可能性を上げるよう、担当課に工夫していただき、当課でチェックをする体制にし、数字が上がってきている。

これ以上の余地について、医療関係の審議会についても先般相談があり、2名ほど新たに増えると聞いている。

今回のルール改正は、委員から昨年、知事が旗を振るべきだとお話をいただいたことがき

っかけである。その手当をしたこともあって、庁内の意識は大きく上がってきている。ルールは徹底する必要はあるのだが、今は様子を見る状況であると思う。

直近で非常に強い手当を打っているところであるので、御理解いただきたい。

「人権・同和教育教職員ハンドブック」の件について、要は、この施策の評価が結果との因果関係がない指標でないかという、御指摘だと思う。

これにかかわらず、この審議会で一旦、計画の指標として決めてはいるが、今後ともそこにも注視しながら、御意見を踏まえてそういう説明をしていけるように担当課にも伝え、当課としても配慮していきたい。

【子ども家庭課】

ヤングケアラーについては、本県においては2つの実態調査をしている。教育委員会による生徒たちへの実態調査と子ども家庭課によるヤングケアラーに携わる可能性のある支援者、相談員に対する実態調査である。

これらの2つの調査結果に共通する課題としては、携わる可能性のある支援者側の認識にばらつきがあったり、まだまだ資質向上の必要性があったりするということだ。そして、子どもたちは、なかなか相談をしにくい状況であるということで、どのようなアプローチが必要かというような課題が出てきている。

これらを受け、今年度については、支援者側に対するアプローチとしては、認識向上と資質向上のための研修を実施しているところである。計5回の一連の研修を実施して、対応力向上であるなど、意識の向上を図っているところである。

一方、子どもたちに対するアプローチに関しては、なかなか相談をしにくい、しない、あるいは隠したいという方に相談しなさい、しなさいというアプローチすることも、少し課題があると思っている。

なので、まずは同じ立場の人たちと集まり、そこで、子どもたちがどう感じるのかという場を提供するため、オンライン上のサロンを設置している。他県の状況を見ると、開催しても参加者が来ないというところもある中、9月から実施している本県では10名程度の参加があり、いろいろな意見交換をし、居場所になっているというようなコメントをいただいている。

【人権・同和政策課】

委員から、性の多様性の問題を男女共同参画の課題にどう取り込んでいくのかとの御意見をいただいた。御指摘のとおり、永遠の課題であり、大変難しい問題だ。

本年6月に、LGBT理解増進法が国で制定され、基本方針の検討が今進められている。国の基本方針の検討状況等をしっかり見守ってまいりたい。

【政策部長】

委員からA評価について、これが本当に目的を達成しているのかどうかという質問があった。待機児童の指標でA評価となっているが、実際良くなっているのかという御発言もあった。

確かに御指摘のとおりで、先ほどの県からの説明も最初にD評価等の悪い評価を説明していた。だが、大事なのは実はA評価である。

本当にA評価として適正な目標であったのか。社会情勢が急激に変化したのは別として、簡単に1年で目標をクリアするような目標設定は甘かったのではないか。

そのあたり、毎年PDCAを回して、やはり検証する必要がある。目標数値は県の総合計画の方でも136指標を設定しているが、目標自体は変えないにしても、毎年見直しをしている。特に簡単に超えた目標については、まず目標自体がよかったのかを当然考えないといけない。さらに、その数値が適正だったかは見直しさせていただいている。

今後、A評価についても、この指標で実際にその施策が良くなっているのかどうか、これから注視していかなければならない。

【委員】

待機児童が今160人もいるということを改めて感じた。その中で、0歳児が100人ぐらいいると思うが、0歳児は保育士さんがたくさん必要だから、なかなか入れないという問題もあるのではないかと。160人の中でどういう人たちが溢れているのか、具体的に知る必要がある。

おそらく、育児手当が出るのは1年間だけだと思うが、4月、5月までは入れるとしても6月以降に生まれた人たちは1年間育児休暇を取ってしまうと、もう保育所に入れなくなる。そうすると、延長する。そうすると、その育児手当が入らないまま、来年の4月まで待たないといけないというような状況になっていないか。今の状況がわからないので教えていただきたい。企業によっては3年取得できると思うが、どういった状況なのか疑問に感じた。

また、先日、私も性暴力被害の研修に行き、非常に生々しい状況を知った。

数値目標12番「生涯を通じた健康支援」の「10代の人工妊娠中絶実施率」について、香川県はもともと多いが、少しずつ減ってきているとデータでも示されている。

だが、香川県が全国と比較して中絶率が高いとすれば、この支援センターのあり方を考える必要がある。一歩進んで、例えば病院にすぐつなげるような状況をとっていかないと、ますますこの10代の中絶率が下がらないということを先日の研修を受けて感じた。

支援の相談についての記載はあるが、具体的に、どこへいけばいい、こういう病院があると示さないといけない。72時間以内にいろいろ処置をしないと、本人は妊娠してしまうという不安ばかりがでてくる。

本人が次の一歩を踏み出すことができるために、香川県はもう一歩進んだ政策があつてもいいと研修を受けて感じたので、今後いろいろ考えていただきたい。

【男女参画・県民活動課】

昨年も10代の妊娠中絶率が多いという話をいただき、教育委員会の方で性教育のマニュアルを改訂する話があったので、その部分について担当課よりあとでお答えさせていただきたい。

オリーブかがわの周知については、中高生に対してオリーブかがわのカードを配布するなど、いろいろ工夫している。

また、養護教員に連絡会に来ていただき、学校の現状を聞きながら連携をとっている。対象となる10代の方達も、オリーブかがわの存在を認知していただけるような工夫を今後ともしていきたい。

【子ども政策課】

待機児童の関係で、保育所に入れなくて、育児休業が延長となる方がどのぐらいいるのかについては、直ちに把握はしていないが、育児休業を延長している方だけではなく、様々な要因で待機されている方もいる。どのような状況になっているのか市町から状況を確認したい。

【保健体育課】

性に関する指導について、今年度教育委員会として性に関する指導の手引きの検討を現在進めているところである。

養護教諭の研修も取り扱っており、保健室で性に関する問題について困っている子どもに対しての接し方など、教員の資質向上を図っているところである。

性に関する手引きについて、やはり子どもたちがそういう問題を抱えて保健室や学校で相談した際、どこにつなげばいいのかということや学校現場も知るべきだと思う。現在、相談窓口を関係課に伺いながら、学校に対して一覧が出せるように準備を進めているところだ。

【委員】

数値目標5「新しい働き方の推進等による仕事と生活の調和の実現」の「県職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の完全取得率」がD評価ということで、「県職員の男性の育児休業取得率」がA評価となっており、育休取得に流れていっているのではないかの分析があったが、おそらく県職員の配偶者出産休暇や育児参加休暇は有給休暇や特別休暇であると思う。そうすると、育児休業に入る前に、配偶者出産休暇や育児参加休暇を取得したうえで育児休業に入るのではないかと思われる。育児休業の率が上がっているから配偶者出産休暇や育児参加休暇が減っているということではないと思う。

もう少し詳しく、配偶者出産休暇や育児参加休暇の取得率が上がらない原因を考えてい

ただきたい。

【人事・行革課】

県職員の男性の育児休暇について、おおむね各年度に子どもが生まれる男性職員は約 100 名いる。その中で、実際休暇を取得した男性職員の状況を確認すると、5 日程は大体取得するが、8 日すべては取得せず、3 日程残してこのまま育休へ突入するという職員が実際にいる。

そのような状況もあり、先ほど説明させていただいた。実際 3 日程度の有給休暇よりももう育休へ入ってしまおうと考える職員も多数いるといった状況である。

【委員】

資料 1 について、数値目標とそれに対する大きい目標が一致しているのかという話があったが、アウトプットとアウトカムという考え方がある。

何%達成したかというのは、いわゆるアウトプットの話である。その結果としてアウトカムというのが出てきて、おそらくそのアウトカムがここでいう大きい目標のことだと思う。

なので、必ずしもこの項目だけを見て判断すべきではなく、アウトカムに関係していないように見えるかもしれないが、それが間接的に関係している部分はもちろんあると思う。そういう意味では、継続して数値を調べていくべきだと個人的には思う。

次に、審議会の女性委員の割合について、随分高くなったと思う。

経済学では、最初に希少性というものを習うのだが、希少性があると値段がつき、ないと値段がつかない。経済学で考えると、そういう意味では、以前私が審議会に出たときには女性が非常に少なかったのだが、女性がいるということに希少性があることになる。

だが、こういう世の中で男女共同参画が大変推進されるようになり、経済学の観点だけではやはりよくないと私自身感じた次第である。

ただ、今逆差別という話もある。女性がどんどん活躍できる場を与えていただけののがあるが、それによって男性の場を奪うわけではないが、適材適所というのがあると思う。この数値目標だけ達成するというのが、場合によったら、本来優秀な男性の活躍の場を奪うという可能性もある。

そういう意味では、私も含め、いろいろな場で発言をさせていただく女性が責任ある仕事をしないと、次の世代の女性につなげられない。

同時に、日本の人口は男性と女性が半々なわけである。審議会の女性の委員の割合が高いものだと 60%ぐらいある。今後、逆にあまりにも女性の割合が高くなると少し問題になる部分も出てくると思うので、長い目で見て気をつけなければいけない。

最後に、DVについて、県教育委員会とやっていかなければならないと思うが、DVをする人は、おそらくその前に小さな芽があると思う。

その芽を摘んでおけば、おそらくDVという行為にはならなかったかもしれない。それが摘めてないがために、どんどん大きくなって最後大きな問題を起こすと思う。要するに、小さい芽を摘むのは、若い人の教育である。

私は大学生、特に男子学生と接する機会が多いのだが、人権意識というか、女性に対する意識が一部軽んじられていると感じることがある。こういう考えで成長していくと、もしかしたらDVに繋がるのではないかと思うこともある。

要するに、今もやっていると思うが、学校でその小さな芽を摘むきっかけや教育を何かやり方を変えたり、教育委員会等と協力したりしながら、新しいことができたらいいい。

【男女参画・県民活動課】

審議会等に占める女性委員割合について、一部男性側からすると逆差別ととらえられるような話もあるのではないかということであるが、あくまで多様性の話であり、逆差別というより、多様な意見を反映するためということである。女性委員の中にも多様な立場の方がいる。

国も含めて、例えば男性が7割いる偏った審議会があっているのかという中で女性委員比率40%という目標にしている。これが50%だと、人口比率に近似でいいのだが、男女にかかわらず10%が緩衝材であるとお考えいただくような形で県の方は進めさせていただいている。

【保健体育課】

若いころにDVの芽を摘むといった御意見について、国の方で、令和2年6月に、性犯罪・性暴力対策の強化の方針が出され、文部科学省でも教材等の作成が行われている。

教材で命の尊さを学ぶとともに、自分や相手について一人一人尊重する教育を推進した上で、子どもたちが性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならないような教育が必要だということが示されている。

香川県においても、この生命（いのち）の安全教育について、性に関する指導と合わせて子どもたちに教育が実施できるように今準備を進めているところである。教材活用については、教材が作成された時点で、学校には積極的に使うように通知している。

【会長】

この指標や数値目標、項目については令和7年までは確定となっているということで、今後、今日出た意見を踏まえて、指標のあり方等を検証して御検討いただきたい。

また、待機児童について、私としては、待機児童がいることが普通になっていないかと思う。減ることが重要ではなく、本来なくさないといけないという、そういう議論にしていけないといけない。

0にしないと女性は働けないので、社会全体で考えていかなければならない問題だと思う。

よろしくお願ひしたい。

議題 2 (その他)

【会長】

議題 2 について、事務局や委員の皆様から御意見はないか。

【委員】

情報共有させていただきたい。

来週から、内閣府の来年度の大規模調査の委員に就任することになった。これはその年度 1 回の男女共同参画に関する調査をするもので、テーマが令和モデルにおけるすべての人が活躍できる働き方と仕事時間に関する調査ということで、おそらく労働時間に関する調査が始まる。

来年度以降、今までのものをベースに、おそらく労働時間にかなり切り込んでくると思われるので、男女共同参画の中でもその議論が今後出てくると思う。

また、保育園の待機児童の問題がある。今、国の方向としてはもちろん待機児童はあるのだが、それを踏まえて、人口減少社会の中で各園がその人員をどう運用していくのか、また、確保した人員をどう雇用継続するのかという問題が出てきている。

「こども誰でも通園制度」という議論が始まっている。月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を創設するというものである。

もちろん待機児童、特に 0 歳児は全国的にまだまだいるが、地域差があり、園がどんどん繁栄しているところもある。なので、みんなの通園制度と園の買収や統合をどう進めるのかといったことを国の中で議論することになると思う。

また、性の多様性の表記については、方針が出たら、県の方で反映できるような準備をしていただきたい。

【委員】

アンコンシャス・バイアスに関して、性暴力、DV、ストーカーについて、当然女性が被害者に遭う方が多いのだが、近年、男性でも同じように、被害に遭われる方が多い。

相談を受ける側が、男性だったらそれくらい我慢しないといけないみたいな観点から入ってしまうと、なかなか相談が次に進まない可能性がある。その辺りのアンコンシャス・バイアスをなくせるような研修をお願いしたい。

【男女参画・県民活動課】

相談についてはしっかり研修させていただいている。

まさしく今、男性の性暴力被害は話題になっている。性暴力被害者支援センターも子ども

女性相談センターもどちらも男性の相談を受けているところであるので、しっかり研修していきたい。

【会長】

最後に、審議会等の女性委員の割合については、県の職員には大変御尽力をいただき、私からも厚く御礼申し上げます。

本日、委員の皆様から出された御意見については、今後事務局でさらに御検討いただきたい。

【政策部長】

本日は会長をはじめ、委員の皆様には、長時間にわたり、熱心に御協議いただいた。皆様からいただいた意見を今後施策等に生かしてまいりたい。